

(公印省略)

障第30385-4号

令和2年4月24日

各障害児通所支援事業者様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

特別支援学校等の一斉臨時休業に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

特別支援学校等の一斉臨時休業に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについては、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月28日付障害政策課長通知）」等に基づき取り組んでいただいたところです。

この度、群馬県において特別支援学校等への休業要請が令和2年5月31日まで延長されたことに伴い、放課後等デイサービス・児童発達支援の提供にあたっては、下記の点に留意のうえ対応いただくようお願いします。

なお、別紙の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡を改めて御確認いただくとともに、代替サービスの取扱い等については、市町村に御相談ください。

#### 記

- 事業者は、児童の状況や家庭の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討したうえで、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。
- 通所を控える児童には、訪問、電話その他の方法により児童の健康管理や相談支援を行うなど、可能な範囲で代替サービスの実施を検討すること。なお、その際の利用者負担額については国の緊急経済対策により免除されることが示されているため、支援が必要なケースについては市町村に相談のうえ適切に対応すること。
- 休業する場合には、県及び市町村に連絡すること。その際に書類の提出は不要とし、①休業するサービス、②休業の理由、③休業時の利用者の処遇、④休業期間について電話で報告をすること。
- 新型コロナウイルス感染症に対する対応等、やむを得ない事情がある場合は、管理者・児童発達支援管理責任者を含め、無資格者のみの配置とならないよう留意の上、職種に限らず必要人数を配置すること。

事務連絡：障害政策課発達支援係

T E L：027-897-2648

(別紙)

令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」

1 特措法第32条第1項第2号で指定された都道府県内における対応について

(1) 感染拡大の防止

- ① 特措法第45条第2項に基づき、都道府県知事から社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。以下同じ。）の施設管理者に対し、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされていない場合には、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があるが、(3)のとおり、特に支援が必要な利用者に対する支援についても併せて検討すること。

(3) 代替サービスの確保

特に支援が必要な利用者に対して必要な支援が提供されるよう、市町村、相談支援事業所を中心に、休業している事業所からの障害福祉サービス等の適切な代替サービス（(4)①の障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い等）の検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。また、このような代替サービスの提供を行ってもなお、利用者や保護者のストレスが高く緊急性が高い等と判断される場合には、人数、時間等を限定して事業所において支援を実施するなどの対応を、市町村及び事業所において検討いただきたい。

(4) 事業所の事業継続支援策の周知

① 障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い

なお、障害児通所支援事業所については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の取扱いを参照すること。

Q17. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡）」によると、「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。」とありますが、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A17. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

なお、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっただけのよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート